受験資格の要件

愛玩動物看護師の受験資格は、愛玩動物看護師法の施行（令和４年５月）以降に愛玩動物看護師を養成する大学や指定を受けた養成所で学ぶことによって得ることができます。

また、経過措置として、条件を満たす既卒者・現任者等は、令和９年４月末までに講習会を受講し、予備試験に合格することによって受験資格を得ることができます。

通常ルート

愛玩動物看護師を養成する大学や指定を受けた養成所等で学ぶ場合、卒業、必要な知識・技能の修得により受験資格を得られる

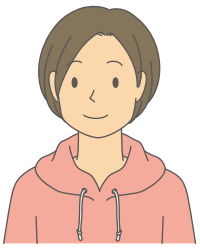

大学

愛玩動物看護師法31条1号：農林水産大臣・環境大臣が指定する科目※を修了 → 卒業 → 国家試験

養成所（都道府県知事が指定）

法31条2号：農林水産大臣・環境大臣が指定する科目※を修了 → 国家試験

外国の関連学校等

法31条3号：外国で愛連玩動物看護師業務の関連学校等を卒業又は愛玩動物看護師免許に相当する免許を取得 → 農水産大臣・環境大臣が法31条1号又は2号と同等以上と認定 → 国家試験

※基礎動物学、基礎動物看護学、臨床動物看護学、愛護・適正飼養学及び実習の５科目群に区分される 31 科目

既卒者・在学者ルート

動物看護師を養成する大学・養成所の既卒者・在学者のうち、一定のカリキュラム※1を学んだ者は、講習会を受講することで受験資格を得られる

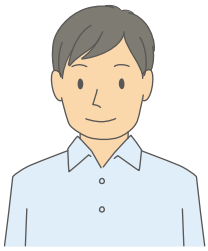

大学

法附則2条1号イ・ロ：法施行日前に入学し、農林水産大臣・環境大臣が指定する科目※1を修了 → 卒業 → ※2 講習会 → 卒業 → 国家試験

養成所（都道府県知事が指定）

法附則2条1号ハ・ニ：次の業務に必要な知識・技能※1を法施行の際現に修得中又は法施行日前に修得終了
- ●愛玩動物の世話その他の看護
- ●愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言等

→ ※2 講習会 → 国家試験

※1　認定動物看護師教育コアカリキュラム 2019 と同等以上の内容
※2　講習会の課程は農林水産大臣・環境大臣が指定。講習会を修了した者は、令和9年5月以降も国家試験を受験することが可能

現任者ルート

愛玩動物看護師の業務（診療の補助を除く）※1を５年行った者は、講習会を受講し、予備試験に合格することで受験資格を得られる

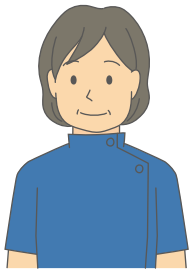

法附則3条2項：次の実務経験を５年以上業として行った者等※2
- ●愛玩動物の世話その他の看護
- ●愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

→ ※3 講習会 → ※4 予備試験 → 国家試験

※1　動物病院において愛玩動物の看護等を行う動物看護師、第一種動物取扱業の動物取扱責任者、動物看護に係る知識・技能を有し、一般職員とは区別されて業務に従事する者
※2　農林水産大臣及び環境大臣が実務経験者と同等以上の経験を有すると認める者（動物看護師を養成する大学・養成所の教員、既卒者・在学者、関係法令に携わる公務員等）を含む
※3　講習会の課程は農林水産大臣・環境大臣が指定
※4　予備試験に合格した者は、令和9年5月以降も国家試験を受験することが可能

カリキュラム科目・講習会等の詳細はこちら↓

カリキュラム検討会報告書

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/committee/index.html
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/kangoshi.html